

家具転倒防止器具取付

高齢者が生活する世帯に家具転倒防止器具を3点まで、無料で取り付けします。



Q. 家具転倒防止器具とは？

A. 地震などの災害時に、家具等が転倒しないように予防する器具のことです。
怪我の予防や避難経路の確保を目的としています。
具体的には、家具と天井を『ポール(つっぱり棒)』で固定したり、家具と壁を『金具』で固定する方法などがあります。



利用できる方

台東区内に住所を有し、下記の①または②のどちらかに該当する方で、初めてこの制度を利用する方

①世帯全員が65歳以上の高齢者のみの世帯

②65歳以上の高齢者が在宅で生活し、世帯全員の住民税が非課税である世帯

※1世帯1回限りの申請となります。

取付器具の種類

以下の家具転倒防止器具を3点まで無料で取り付けます。

全7種類	セット	取付方法（取り付けイメージは裏面をご参照ください）
家具転倒防止ポール	2本1組	家具と天井をつっぱり棒で固定します。
L字型金具	2個1組	家具と壁を金具で固定します。（壁に穴をあけます）
扉ストッパー	2個1組	観音開き式食器棚の扉に器具を取り付けて、揺れによる扉の開放と食器飛び出しを防止します。
連結用止め金具	2個1組	上下で重なっている家具を、金具で連結して固定します。
家具転倒防止板	2本1組	家具の下に転倒防止板を敷いて、揺れを軽減します。
T型固定式器具	2個1組	家具と壁をスポンジ状のダンパーで固定します。（壁に穴をあけません）
転倒防止粘着マット	4枚1組	家具や家電の底面四隅に貼り付けて、固定します。

※安全性を確保するため、器具は委託業者が取り付けます。

申請方法

下記の書類をお持ちのうえ、台東区役所2階⑤番窓口へご申請ください。

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、介護保険証等）
- ・住まいが賃貸の場合は、家主の承諾書（壁等に穴をあける場合があるため）

問合せ

台東区役所 高齢福祉課 総合相談・給付担当（2階⑤番窓口）

電話：03-5246-1222・1224

★器具取り付けイメージ★

